○外務省告示第三百六十七号

平成二十六年九月二十三日にカトマンズで、ネパール政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　スマン・プラサド・シャルマ財務省次官

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六十八号

平成二十六年九月二十二日にマナグアで、パソ・レアル橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　パソ・レアル橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億二千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　佐藤正晴在ニカラグア大使

ニカラグア側　バルドラック・L・ジェンスケ外務次官兼経済協力庁長官

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六十九号

平成二十六年九月二十九日にドゥシャンベで、ドゥシャンベ国際空港整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ドゥシャンベ国際空港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億千四百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　鎌田崇志在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　オーゾダ・エマムアリ・ラフモン外務省第一次官

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十号

平成二十六年三月十八日にチュニスで、南部地下水淡水化計画のための贈与に関する平成二十二年三月十八日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十六年十月二十四日に効力を生じた。

1　内容　贈与額を「十億二千三百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　髙原寿一在チュニジア大使

チュニジア側　モンジ・ハムディ外務大臣

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十一号

平成二十六年十一月二十七日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　吉田潤在モーリタニア大使

モーリタニア側　シディ・ウルド・ターハ経済・開発大臣

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十二号

平成二十六年九月二十五日にセントジョージズで、水産関連機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がグレナダ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四億八千四百万円

3　贈与の使用期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　佐藤雅俊在グレナダ臨時代理大使

グレナダ側　ローランド・ボラ農業・国土・森林・漁業・環境大臣

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十三号

平成二十六年十月二十一日にネーピードーで、マラリア対策機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マラリア対策機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　一億四千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十四号

平成二十六年十一月四日に東京で、ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　坂井眞樹在ミクロネシア大使

ミクロネシア側　ローリン・S・ロバート外務大臣

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十五号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄

取極	
広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文（平成二十五年三月二十六日付け）	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付
	平成二十六年九月三十日
	延長後の贈与の供与期限
	平成二十七年三月三十日

○外務省告示第三百七十六号

平成二十六年十二月一日にコナクリで、コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　中野直継在ギニア大使

ギニア側　クゥトゥブ・ムスタファ・サノ国際協力大臣

平成二十六年十二月十日

外務大臣　岸田　文雄